

岩国港・大竹港 台風・津波等対策委員会規約

(名称)

第1条 この委員会は、岩国港・大竹港 台風・津波等対策委員会（以下「委員会」という。）と呼称する。

(目的)

第2条 委員会は台風、発達した低気圧、津波（以下「台風等」という。）により、岩国港・大竹港付近において、海難その他の災害の発生が予想される場合、これに備え災害を防止し、船舶交通等の安全確保に寄与することを目的とする。

(実施事項)

第3条 委員会は台風等の襲来に際し、在港船舶に対する避難勧告の発令等について岩国港長又は岩国海上保安署長（以下「港長等」という。）の諮問に応じるほか、次の事項について港長等に協力する。

- (1) 台風等の状況を把握しその影響を検討すること。
- (2) 在港船舶等の警戒態勢を検討すること。
- (3) 港外避難船舶の入出港等の秩序を維持すること。
- (4) 台風等による災害防止に必要な事項を周知徹底すること。

(委員の構成)

第4条 委員会の委員は関係官公署及び関係団体等の中から（公財）海上保安協会岩国支部長が委嘱する。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置くものとし、委員長及び副委員長は委員が互選した者をもって充てる。

- 2 委員長は、議事その他、会務を統轄する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代行する。
- 4 委員長、副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員長は、港長等から諮問があった場合には、委員会の意見を取りまとめ、答申又は必要に応じて具申する。

(顧問)

第6条 委員会への意見や専門的助言を得るため顧問若干名を置き、(公財)海上保安協会岩国支部長が委嘱する。

(委員会の招集等)

第7条 委員会は、会の運営にかかる重要事項の決定及び徹底、台風等による海難及び災害の防止に関する知識の向上を図るため、原則として年1回総会を開催するほか、委員長が必要と認めたとき、又は港長等の要請があったとき召集する。

2 委員会の開催場所は、委員長が指定する。

(部会)

第8条 委員会の目的を達成するため、台風等の襲来に際し、在港船舶等の警戒態勢の発令等について検討する部会を置き、部会での決定事項は、委員会意見として港長に報告する。

2 部会の構成等は、別に定める。

3 委員長は、状況により部会を開催する時間的余裕がないと判断したときは、部会の開催を省略し、港長等と対策を協議し決定することができる。

(要領等)

第9条 委員会の実施事項を円滑にするための実施要領等並びに警戒態勢に関する連絡手段及び系統は、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は(公財)海上保安協会岩国支部及び岩国海上保安署において行う。

附則

この規約は、令和2年7月1日から実施する。

岩国港・大竹港台風等災害防止対策実施要領

1 目的

岩国港・大竹港付近における船舶等に対し、警戒体制基準及び在泊船等の措置すべき事項等を周知し、もって台風等の来襲による災害を未然に防止することを目的とする。

2 用語

この要領で定める用語は次のとおりとする。

- (1) 台風等
台風又は発達した低気圧
- (2) 船舶
大型船、荷役、工事作業中及び修理中の船舶、旅客船、木材いかだ曳航中の船舶、漁船、遊漁船、モーターボート等小型船舶
- (3) 船舶等
船舶、貯木場管理責任者、コンテナ取扱業者、岸壁棧橋等の管理責任者
- (4) 大型船
総トン数1,000トン以上の船舶
- (5) 危険物積載船
危険物を積載している船舶
但し、空船であっても、ガスフリーをしていない船舶は、危険物積載船
- (6) 气象台
下関地方气象台又は広島地方气象台
- (7) 府県気象情報
各都府県を対象に、警報や注意報に先立って注意を喚起し、又は警報・注意報を補完するために气象台が発表するもの
- (8) 資器材
工事作業用資器材や仮置ドラム缶等、風や波の影響を受けることにより移動するおそれがある全ての物品

3 警戒体制及び発令基準

- (1) 警戒体制は、第一警戒体制（甲）、（乙）及び第二警戒体制とする。
- (2) 警戒体制の発令基準は、原則として次のとおりとする。
 - ① 第一警戒体制（甲）（早期避難勧告）
台風
（イ） 台風情報の5日（120時間）予報において、3日後の予報で暴風警戒域に入っている。
（ロ） 台風情報の5日（120時間）予報において、「3日後の予報が強い勢

力（最大風速 40m/s 以上）を維持している。」又は「北緯 20 度線を超えた時点で台風の強さが『強い』以上であり、北緯 30 度線までに『非常に強い』以上となる予報がなされている。

（イ）または（ロ）のいずれかの勢力の台風が岩国港及び大竹港とその周辺海域を通過すると予想されるときは、岩国港長と協議のうえ、港外避難勧告を早期に発令することができるものとする。

② 第一警戒体制（乙）（避難準備勧告）

イ 台風

台風による暴風域が 2 4 時間以内に岩国港・大竹港に到達するおそれがある場合

ロ 発達した低気圧

気象台から山口県又は広島県に暴風警報の発表を予測した府県気象情報（予告情報）が発表され、又は発表されることが明らかとなった場合
なお、上記基準にかかわらず、委員会で必要と認める場合は同様の勧告を実施

③ 第二警戒体制（避難勧告）

イ 台風

台風による暴風域が 1 2 時間以内に岩国港・大竹港に到達するおそれがある場合

ロ 発達した低気圧

気象台から岩国市又は大竹市に暴風警報が発表され、又はこの警報が発表されることが明らかとなった場合
なお、上記基準にかかわらず、委員会で必要と認める場合は同様の勧告を実施

4 船舶等の措置すべき事項

(1) 第一警戒体制（甲）早期避難勧告

原則すべての船舶が対象となるが、早期避難が必要な船舶に対して、避難を促すための勧告であり、避難するか否かの判断は、各船長の判断による。

(2) 第一警戒体制（乙）（避難準備勧告）

① 船舶

船舶は、荒天準備を行うほか、必要に応じ直ちに運航できるような態勢を確保すること。

ただし、各種船舶ごとに次の措置をとること。

イ 大型船

早めに港外の安全な場所へ避難を開始するとともに、当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。

- ロ 荷役、工事作業中及び修理中の船舶
早めに中止し、安全な場所へ避難を開始すること。
なお、危険物積載船は、事前に港長の許可を受けること。
 - ハ 旅客船
運航中止基準を遵守して早めに安全な場所へ避難を開始すること。
 - ニ 木材いかだ曳航中の船舶
いかだの貯木場への早期収容に努めること。
 - ホ 漁船、遊漁船、モーターボート等小型船舶
陸上、船溜り、その他安全な場所へ避難を開始すること。
 - ヘ A I Sを備える船舶は、常時作動の確認を行うこと。
 - ト 国際V H Fを備える船舶は、c h 1 6の常時聴取に努めること。
- ② 貯木場管理責任者
木材の流出防止対策を講ずること。
 - ③ コンテナ取扱業者
コンテナを波の影響を受けにくい場所へ配置換え、風圧影響の少ない段積み、固縛材を使用する等して、海上への流出防止対策を講ずること。
 - ④ 岸壁棧橋等の管理責任者
当該施設にある資器材の海上への流出防止対策を講ずること。
- (3) 第二警戒体制（避難勧告）
- ① 船舶
 - イ 船舶は、直ちに港内又は港外の安全な場所に避難すること。
なお、危険物積載船は事前に港長の許可を受けること。また、危険物荷役棧橋等に係留しての避難は認められない。
 - ロ 避難勧告に応じられない船舶を認めたときは、当該船舶の船種、船名、国籍、総トン数、停泊場所及び避難勧告に応じられない理由を岩国海上保安署に直ちに通報すること。
 - ② 貯木場管理責任者
木材流出防止のための見回り監視態勢を強化すること。
 - ③ コンテナ取扱業者
コンテナの海上への流出防止のための見回り監視態勢を強化すること。
 - ④ 岸壁棧橋等の管理責任者
資器材の海上への流出防止のための見回り監視態勢を強化すること。
- 5 避難準備勧告等の発令、解除
- 岩国港にあっては港長が発令し、安全と認めた場合に解除する。
- 大竹港にあっては広島海上保安部長から事務の委任を受けた岩国海上保安署長が避難準備勧告等が発令し、安全と認めた場合に解除する。
- ただし、勧告に関する文書は、広島海上保安部長名とする。

6 避難準備勧告等の発令・解除の伝達及び措置

(1) 別添「台風津波情報等伝達表」に基づき伝達を行う。

伝達を受けた各事業所等は、関係船舶等に対して措置すべき事項を周知徹底すること。

また、避難等の措置状況については、その結果を岩国海上保安署に連絡すること。

(2) 岩国海上保安署は、可能なかぎり所属巡視艇によりサイレン等で注意喚起し、拡声器により警戒態勢が発令される旨在港船舶に伝達する。

7 その他

本要領は、関連会社等に事前に配付し、周知徹底を図ること。

附則

本要領は、平成23年2月21日から施行する。

本要領は、平成29年6月27日から施行する。

本要領は、令和2年7月1日から施行する。